

○国土交通省令第三号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十条第二項の規定に基づき、火薬類運送規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十六日

火薬類運送規則の一部を改正する省令

火薬類運送規則（昭和三十六年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

改正後

改正前

(表示)

(表示)

第五条 火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては個数、導爆線及び制御発破用コードにあつては長さ、その他の火薬類にあつては薬量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を明瞭に表示して運送しなければならない。ただし、一車又は一コンテナ（運送途中において運送する物自体の積替えを要せず運送するために作られた運送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み及び取りのための装置並びに車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）を専用して積載し、又は収納する火薬類の包装には、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付さないことができる。

第五条 火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類（別表の種類をいう。）、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては個数、導爆線及び制御発破用コードにあつては長さ、その他の火薬類にあつては薬量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を明瞭に表示して運送しなければならない。ただし、一車又は一コンテナ（運送途中において運送する物自体の積替えを要せず運送するために作られた運送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み及び取りのための装置並びに車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）を専用して積載し、又は収納する火薬類の包装には、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付さないことができる。

別表（第三条、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）

別表（第三条、第五条、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）

火 薬			区 分	数 量
爆 薬	硝安油剤爆薬			(略)
	含水爆薬	薬量 一二〇キログラム		
薬 類				
前記以外の爆薬				薬量 一〇〇キログラム

火 薬	区 分	種 類	数 量
爆 薬		爆 薬	(略)
		薬量 一〇〇キログラム	

この省令は、令和五年三月一日から施行する。

(略)

火工品																		
前記以外の火工品	煙火			コンクリート破砕器	爆発せん孔器	制御発破用コード	導爆線	空包		実包		捕鯨用火管	捕鯨用信管	銃用雷管	信号雷管	導火管付き雷管	電気雷管	工業雷管
	引き玉	クラッカーボール	玩具煙火（クラッカーボールを除く。）					一個当たりの装薬量〇・五グラム以下 のもの	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下 のもの							
前記以外の火工品	前記以外の煙火									一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下 のもの	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下 のもの					

(略)

(略)

火工品																			
前記以外の火工品	煙火			コンクリート破砕器	爆発せん孔器	制御発破用コード	導爆線	空包		実包		捕鯨用火管	捕鯨用信管	銃用雷管	信号雷管	導火管付き雷管	電気雷管	工業雷管	
	引き玉	クラッカーボール	がん具煙火（クラッカーボールを除く。）					一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のもの	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のもの								
品	一般煙火			引き玉	クラッカーボール	がん具煙火	コンクリート破砕器	爆発せん孔器	制御発破用コード	導爆線	重空包	軽空包	重実包	軽実包	捕鯨用火管	捕鯨用信管	銃用雷管	信号雷管	導火管付き雷管

(略)